# 長門市子ども・子育て支援事業計画

子どもの笑顔と成長は市民の宝 ~安心して子育てできるまちをめざして~

平成 27 年 3 月

長 門 市

はじめに

人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、 地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻 く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる 家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。



現在、新聞やテレビ等を通して、連日、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く厳しい状況が報道されている中、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、これまでにない新たな仕組みづくりが求められています。

こうした背景のもと国では、平成24年8月、子ども・子育て関連3法を成立させ、 市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。この3 法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、 幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしていま す。

長門市においても、長門市次世代育成支援行動計画等の実績をふまえ、市における 子育て支援施策の具体的かつ総合的な計画として、地域や関係機関、行政の綿密な連 携のもと子育ての出発点である家庭において子どもが成長する姿に感動し、保護者が 子どもと一緒に成長していく家庭の役割と共に、ワーク・ライフ・バランス(職業生 活と家庭生活の調和)が図られるよう雇用環境の整備といった事業者の皆様による子 育て支援が重要となってまいります。

こうした新たな仕組みづくりを目指すと共に、チーム長門で子育てをしている実感を味わいながら、それぞれの将来の夢を紡ぐことができる道標として、「長門市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

終わりにあたり、これまで本計画の策定に御尽力いただきました、「長門市子ども・子育て会議」の委員をはじめ、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」及び「パブリックコメント」などに御協力いただきました市民の皆様に衷心より厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

長門市長 大西 倉雄

# <u></u> 目 次

第	Ι	部 序論	1
	1.	計画策定の趣旨	2
		(1) 子育てを取り巻く背景	. 2
		(2)計画策定の趣旨	. 3
		(3)法的根拠	. 3
	2.	計画の概要	4
		(1)計画の期間	. 4
		(2)計画の対象	. 4
		(3) 策定体制	. 4
	3.	- - 長門市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
		(1)人口・世帯等の動向	. 5
		(2)教育・保育施設の状況	. 8
		(3) 地域子ども・子育て支援事業	. 9
		(4) ニーズ調査結果の概要	14
	4.	長門市次世代育成支援行動計画の総括	20
	5.	長門市の子ども・子育て支援の課題	22
第	П	部 子ども・子育て支援の基本的考え方	27
	1.	基本理念	28
	2.	基本的視点	29
	3.	家庭・地域・事業者・行政の役割	29
	4.	- 基本目標と基本的方向 	30

第Ⅱ	I部	事業	計画									 	 	33
1	. 子	ども	• 子	育てえ	支援法	に基っ	づく事	業計	画			 	 	34
(	(1)	教育・	保育	提供区	区域の記	设定 .						 	 	34
(					本制の研									
					の充実									
	2	教育	保育	の一位	本的提信	共の推	進					 	 	37
	3	教育	・保育	の質の	の向上.							 	 	37
	4)	産休徒	後及び	育休征	後の教育	育・保	育施設	设の円	滑な	利用0	)確保	 	 	37
(					育て支持									
	1):	地域	そども	・子育	育て支持	爰事業	の需要	更量及	び確何	保のブ	5策	 	 	38
	2	地域	そども	• 子育	育て支持	爰事業	の質 <i>0</i> .	)向上				 	 	43
2	2. 基	本目	標別:	主要加	を策の	具体的	为方向					 	 	46
	目標	1. 🖯	子育て	家庭~	への支持	爰の充	実					 	 	48
	目標	2. 🥱	ナこや	かに生	Ėみ育⁻	てる環	境づく	. ii				 	 	49
	目標	3. ∃	孑ども	の健全	<b>全育成</b> (	のため	の教育	<b>育環境</b>	の整体	備		 	 	50
	目標	4. <del>ق</del>	支援を	必要と	≥する-	子ども	などへ	の支	援のき	充実		 	 	51
	目標	5. <del>1</del>	子育て	と仕事	事の両ュ	立支援						 	 	53
	目標	6. 3	安全·	安心な	\$まち <sup>^</sup>	づくり	の推進	<u>É</u>				 	 	55
3	3. 計	·画の	推進	体制								 	 	56
(	(1)	関係	幾関等	との)	連携							 	 	56
(	(2)	計画の	の達成	状況(	の点検	・評価						 	 	56
資料	編											 	 	57
1	. 長	:門市	子ど	ŧ • =	子育で	会議須	<b>长</b> 例					 	 	58
2	2. 長	門市	子ど	ŧ • -	子育で	会議	長員					 	 	59
3	3. 長	門市	子ど	ŧ • <del>-</del>	子育で	支援事	業計	画	策定	経過		 	 	60

第丨部

序論

#### 1. 計画策定の趣旨

#### (1)子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来と更なる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- ○急速な少子化の進行
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
  - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
  - ・家庭関係社会支出の対GDP比率が低い
- 〇子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- 〇放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- OM字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の教育・保育の振興の重要性
- ○子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

# 子ども・子育て関連3法

- ●子ども・子育て支援法
- ●認定こども園法の一部改正法
- ●子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

# 子ども・子育て支援新制度のポイント

#### ●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設と しての法的位置づけ
- ●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び 小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- ●地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点等)
- ●基礎自治体(市町村)が実施主体
  - ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ●社会全体による費用負担
  - ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ●子ども・子育て会議の設置
  - ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援 当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の 政策プロセス等に参画・関与(市町村等における設置は努力義務)

#### (2)計画策定の趣旨

関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

#### (3) 法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、市で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ 策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

#### 【関連計画】

- ●第1次長門市総合計画 (平成19年度~平成28年度)
- ●第2次長門市地域福祉計画 (平成24年度~平成28年度)
- ●第Ⅱ期長門市障害者プラン (平成24年度~平成28年度)
- ●第2次長門市健康増進計画 (平成25年度~平成29年度)
- ●第2次長門市食育推進計画 (平成26年度~平成30年度)

# 2. 計画の概要

#### (1)計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの5 か年とします。

#### (2)計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を 行います。

#### (3) 策定体制

「長門市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「長門市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項(子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等)の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育園)と地域型保育事業(家庭的保育事業等)など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な、地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊婦健診等)が計画的に盛り込まれているか。
- ④費用の使途実績の調査や事業の点検評価。
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

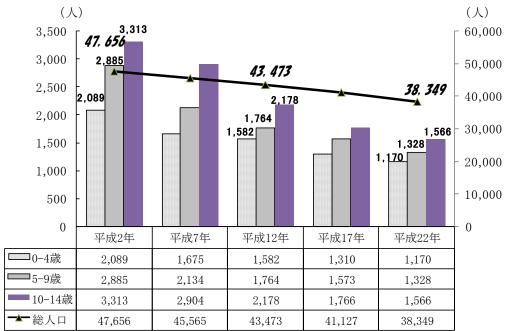
# 3. 長門市の子ども・子育てを取り巻く状況

#### (1) 人口・世帯等の動向

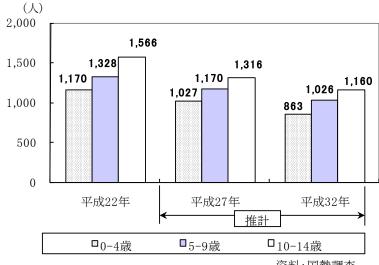
# ①人口の推移

- ●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。14歳以下人口は平成2年の8,287人から平成22年には4,064人と約半減しています。
- ●5 歳年齢区分別では、いずれの年代も減少率が大きく、今後とも、同様な傾向が続くことが予想されます。
- ●ただ、量的な需要は減るものの、保護者の就業形態の多様化に応じた、時間外保育や休日保育などサービスの質の向上を含めた、きめ細かな取組が求められます。





資料:国勢調査



資料:国勢調査

# ②子育て世帯の推移

●18歳未満のいるひとり親世帯はここ数年増加しており、保育サービスの提供とともに、 就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

(世帯) 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 □6歳未満 □18歳未満 

■18 才未満・6歳未満の子どものいるひとり親世帯の推移■

資料:国勢調査

#### ③出生の動向

●出生数は、ここ 10 年間は平成 16 年の 277 人から、平成 23 年には 225 人となって おり、増減はあるものの、おおむね減少傾向で推移しています。

#### 350 「 平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 □出生数

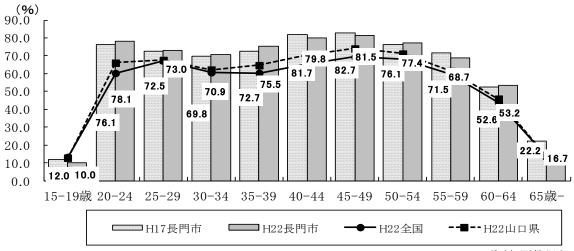
■出生数の推移■

資料:山口県保健統計年報

#### 4 女性の就労の状況

●女性の年齢別就業率は、全国平均や県平均と比較してほとんどの年代で高くなっています。また、おおむね子育で世代の中心となる 20 代から 30 代は増加傾向にあり、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場の両立支援をより一層進められるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

#### ■女性の就業率の推移■



資料:国勢調査

#### ⑤社会福祉施設数の県内比較

- ●平成 23 年 5 月 1 日現在、本市の「児童養護施設」、「保育所」、「児童遊園」等の児童福祉施設数は年少人ロ千人当たり 3.10 と県内では下から 9 番目の低位にあり、ここ数年同様な水準で推移しています。
- ●就学前を中心に年少人口は減少するとはいえ、都市部を中心とする潜在的な保育ニーズへの対応を含め、子どもたちの居場所や支援する環境づくりは喫緊の課題となっています。

■年少人ロ千人当り児童福祉施設数の比較■

	平成2	0年	平成2	1年	平成2	2年	平成23年	
	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位	施設数	順位
長門市	3.57	7	3.66	7	3.20	8	3.10	8
下関市	2.40	14	2.39	14	2.43	13	2.44	12
宇部市	1.73	19	1.50	19	1.55	18	1.58	18
山口市	1.75	18	1.71	18	1.77	17	1.90	16
萩市	4.00	6	4.11	6	4.18	5	4.77	5
防府市	2.35	15	2.36	15	2.35	14	2.30	14
下松市	2.11	16	1.95	17	1.78	16	1.77	17
岩国市	2.51	12	2.49	13	2.53	11	2.46	11
光市	2.47	13	2.51	12	2.50	12	2.44	13
美袮市	7.27	4	7.59	4	7.67	3	8.25	3
周南市	2.04	17	2.06	16	2.07	15	2.09	15
柳井市	3.16	9	3.24	9	3.23	7	3.26	7
山陽小野田市	3.45	8	3.50	8	3.51	6	3.54	6

資料:50の指標で見る市町のすがた(山口県平成24年度版)

# (2)教育・保育施設の状況

■長門市公立保育所・幼稚園施設一覧

<b>T</b> A	<b>—</b> *-	園児数		建	—————————————————————————————————————		1 人当たり面積		
園名	定数	(26.4.1)	建築年	面積(㎡)	構造	非耐震化	定数	在園児	
通保育園	30	14	昭和 40 年	241.78	木造	0	8.06	17.27	
東深川保育園	150	133	昭和 49 年	827.34	鉄筋コンクリート	0	5.52	6.22	
みのり保育園	120	141	平成 19 年	1334.47	鉄骨		11.12	9.46	
三隅保育園	150	109	平成 16 年	1659.10	木造		11.06	15.22	
日置保育園	120	75	昭和 49 年	690,00	鉄骨	0	5.75	9.20	
黄波戸保育園	45	14	昭和 53 年	624.00	鉄筋コンクリート	0	13.87	44.57	
菱海保育園	90	73	平成5年	728.00	鉄筋コンクリート		8.09	9.97	
向津具保育園	30	17	昭和 60 年	316.00	鉄筋コンクリート		10.53	18.59	
公立保育園 計	735	576		6420.69			8.74	11.15	
宗頭幼稚園	80	14	昭和 63 年	430.00	鉄骨		5.38	30.71	
公立幼稚園 計	80	14		430			5.38	30.71	
公立幼・保計	815	590		6850.69			8.41	11.61	
俵山幼児園	60	14	昭和 39 年	311.34	木造	0	5.19	22.24	
公立施設 計	60	14		311.34			5.19	22.24	
合計	875	604							

充足率	69.03%		
空き定員	271 人		

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- 1. 利用者支援事業【新規】
- 2. 地域子育て支援拠点事業
- 3. 妊婦健康診査
- 4. 乳児家庭全戸訪問事業
- 5. 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 6. 子育て短期支援事業
- 7. ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- 8. 一時預かり事業
- 9. 延長保育事業
- 10. 病児・病後児保育事業
- 11. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2~11の事業は、現在も既に実施中です。

#### ①利用者支援事業【新規】

#### 事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。本事業は、都市部のみならず、広く市町村での実施を念頭に制度化を目指している。

#### ②地域子育て支援拠点事業

#### 事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

地域子育て支援センター (延べ人数/年)

公立 : みのり(6,028人)、三隅(3,776人)、日置(2,523人)、油谷(1,109人)

私立 : みすゞ(3,473人)

幼稚園 : にこにこクラブ (深川) …3,510 人/231 日

ひよこクラブ (あおい) …2,244 人/214 日

#### ③妊婦健康診査

# 事業内容

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、以下の事業を実施 する。

- ①健康状態の把握
- ②検査計測
- ③保健指導

また、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

# 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- ●妊婦健康診査とB型肝炎検査
- ●14 回/192 人(第1回基礎検診)

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

# 事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し保健師等が訪問し、育児に関する相談及び支援並びに情報提供を行う。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

●件数:204件(うち 201件、新生児訪問指導等と同時に実施)

# ⑤養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 事業内容

#### 【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を 行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、 調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の 連携強化を図る取組を実施する。

# 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- ●22世帯(延べ84件の専門的相談支援)
- ●年6回実務者会議を開催

#### ⑥子育て短期支援事業

# 事業内容

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

8:00~翌8:00

【夜間養護等(トワイライトステイ)事業】

休日・夜間養護等事業、18:00~22:00

宿泊:22:00~8:00、休日預かり:8:00~18:00

# 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

児童養護施設・俵山湯の家

ショートステイ: 25人(2歳未満1人、2歳以上24人)

トワイライトステイ:16人(夜間3人、宿泊1人、休日12人)

#### ⑦ファミリー・サポート・センター事業

#### 事業内容

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり、買い物等外出の際の子どもの預かりなどを実施。

【商業施設ウェーブ内 9:00~17:45】

●会員数:174人(依頼会員 102人、提供会員57人、両方15人)

●アドバイザー:1人

●延べ利用者数:133人/年

#### ⑧一時預かり事業

# 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う。なお、長門市では1か月12日の利用を上限としている。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- 一時保育
- ●延べ利用者数: 262 人/年
- ●実施施設:東深川保育園 75 人、三隅保育園 51 人、黄波戸保育園 66 人、 日置保育園 3 人、菱海保育園 37 人、みずゞ保育園 30 人
- ●利用料 1日1,800円、半日900円
- 一時預かり(幼稚園)

サービスを必要とする期間、一時的な入園をしている。

#### 9延長保育事業

#### 事業内容

保育の必要な子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する。

# 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

〔閉所時間〕-〔開所時間〕=11時間を超えるもので、さらに連続して30分以上開所しているもの。

●実施施設: みのり保育園 54 人、三隅保育園 43 人、菱海保育園 40 人 みすぶ保育園 51 人 合計 188 人

#### ⑩病児・病後児保育事業

# 事業内容

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師 等が一時的に保育等する。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成24年度)】

●実施施設:ながとキッズメディカルケアルーム(岡田クリニック内)

月~土(祝日、年末・年始を除く)

8:30~18:00 (土曜8:30~12:00)

●延べ利用者数:357人/年

●利用定員:1日につき病児3人 最大7日まで

●利用料: 2,000 円(非課税 1,000、生活保護 0 円)

# ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

# 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

#### 長門市の取組状況

【実績(平成25年度)】

●延べ利用者数:2,269 人/年

●月平均在籍児童数:深川66人(55)、仙崎40人(30)、三隅39人(35)、

日置 23 人(25)、油谷 24 人(25)

※( )内は定員

# ⑩実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

#### 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する。

# 13多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

# 事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

#### (4) ニーズ調査結果の概要

#### ①調査の概要

#### ■調査の目的

国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけされました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『長門市子ども・子育て支援事業計画』の 策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するため に、「長門市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区分	就学前児	記章調査	小学生調査		
1.調査対象者と 抽出方法	長門市に居住する での小学校入学前 出	30歳から 5 歳ま 児童から無作為抽	長門市に居住する小学生低学年から無作為抽出		
2.調査方法	郵送による	配布・回収	郵送による配布・回収		
3.調査時期	平成 25	年12月	平成 25 年	₹12月	
	配布数	1,300人	配布数	700人	
4.回収状況	回収数	726人	回収数	345人	
	回収率	55.8%	回収率	49.3%	

#### ■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数(回答者数)を示しています。

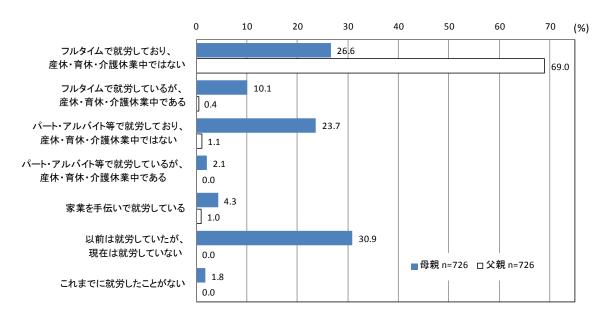
算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としている ため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答の調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

#### ②就学前児童

#### ■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 30.9% と最も多く、ついで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の 26.6%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の 23.7%となっています。父親は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 69.0%となっています。



#### ■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が53.5%と半数を超えています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」19.8%と「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みがある」10.7%を合わせると全体的なフルタイムへの転換希望は30.5%となりますが、「実現できる見込みがある」のはそのうち3人に1人の割合となっています。

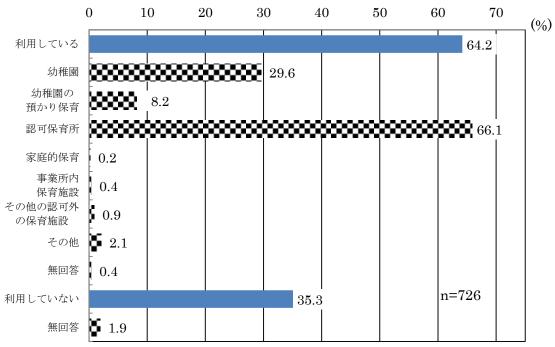
#### ■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」24.5%と「1 年より先、一番下の子どもが、平均 3.6 歳になったころに就労したい」49.4%を合わせると、全体的な就労意向は 69.7%となり、就労意向は高まっています。

#### ■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

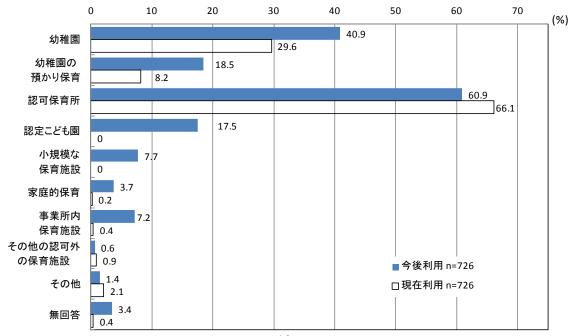
現在定期的な教育・保育の事業を「利用している」と答えた割合は 64.2%で 6 割を超えています。そのうち「認可保育所」が 66.1%で最も多く、ついで「幼稚園」の 29.6%、「幼稚園の預かり保育」の 8.2%と続いており、その他の事業はいずれも 3%以下となっています。

なお、利用していない理由としては、「子どもが、まだ小さいため」が 60.9%で最も多く、ついで、「利用する必要がない」の 42.2%となっています。



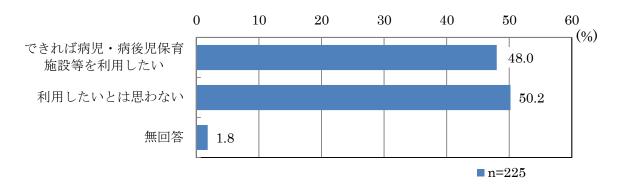
#### ■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後定期的に利用したいと考える事業についてみると、「認可保育所」が 60.9%と最も多く、ついで「幼稚園」の 40.9%となっています。以下「幼稚園の預かり保育」18.5%、「認定こども園」17.5%と続いています。



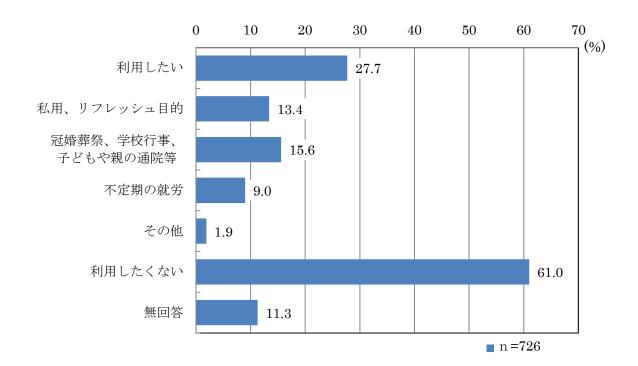
#### ■病児・病後保育の利用希望

母親又は父親が仕事を休んで対処した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思った」と答えた割合は 48.0%で、ほぼ半数が利用を希望しています。



#### ■一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で利用する必要性についてみると、「利用したい」が 27.7%となっています。その目的としては、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が 15.6%、「私用、リフレッシュ目的」が 13.4%、「不定期の就労」が 9.0%と続いています。

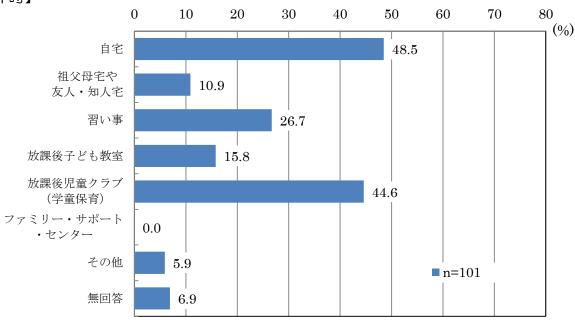


#### ■放課後児童クラブの利用意向

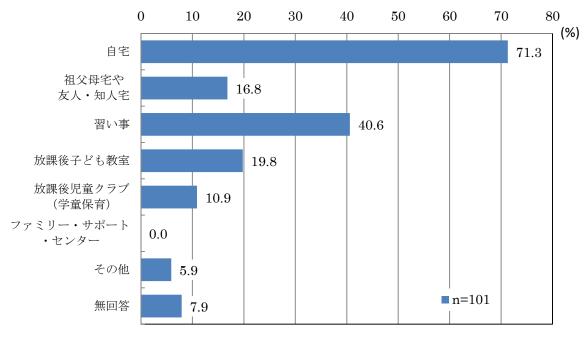
小学校低学年になったら過ごさせたい場所は、「自宅」が48.5%で最も多く、ついで「放課後児童クラブ(学童保育)」が44.6%となっています。以下「習い事」の26.7%、「放課後子ども教室」の15.8%と続いています。

小学校高学年になったら過ごさせたい場所は、「自宅」が71.3%で最も多く、ついで「習い事」が40.6%となっています。以下「放課後子ども教室」の19.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の16.8%と続いており、「放課後児童クラブ(学童保育)」を希望する割合は10.9%となっています。

#### 【低学年時】



# 【高学年時】



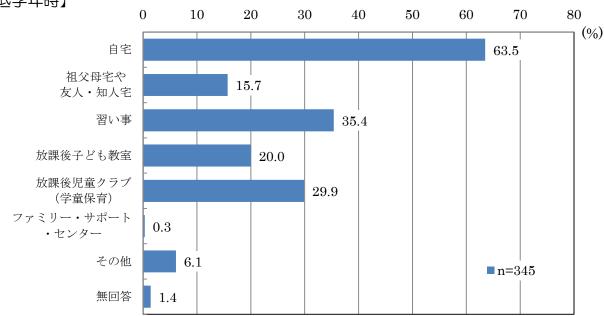
#### ③小学生

# ■放課後児童クラブの利用意向

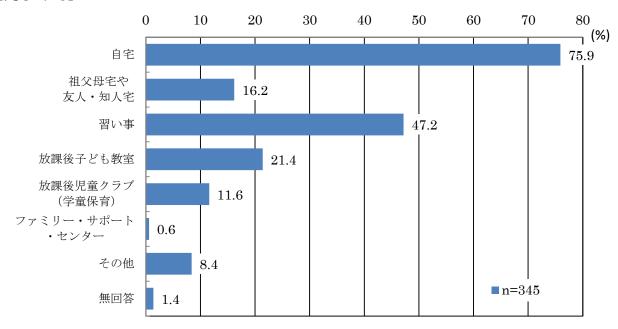
小学校低学年のうちに過ごさせたい場所は、「自宅」が 63.5%で最も多く、ついで「習い事」が 35.4%、「放課後児童クラブ(学童保育)」の 29.9%の順となっています。「自宅」、及び「習い事」を希望する割合は就学前よりも多くなっています。

小学校高学年になったら過ごさせたい場所は、「自宅」が75.9%で最も多く、ついで「習い事」が47.2%となっています。以下「放課後子ども教室」の21.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」の16.2%と続いており、「放課後児童クラブ(学童保育)」を希望する割合は11.6%となっています。





#### 【高学年時】



### 4. 長門市次世代育成支援行動計画の総括

「長門市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の進捗状況、施策・事業別実績報告等を もとに、主要事業について整理します。

#### (1)教育・保育事業

#### ①公立保育所等

保育を必要とする子どもの健やかなる成長の促進に寄与しています。しかし、低年齢 児の入所希望に対し、保育士不足などの理由からすべての対応が難しく、保育士の確保 などの対策が今後の課題となっています。へき地保育については、俵山幼児園で保育を 希望するすべての児童を受け入れることができていますが、施設更新を含めた対策が必 要です。

#### ②私立保育所

公立保育所未設置地区において、民間委託を実施することで地域が必要とする保育の需要を満たすことができています。

#### ③私立幼稚園関連

幼稚園就園奨励費補助事業については、保護者の経済的負担が軽減され、子育て支援の一助となっていますが、補助率 1/3 を確保するよう市長会、県を通じ国への要望をしていく必要があります。

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業

#### ①一時保育

一時保育に対する需要は増加しており、子育て支援の一助となっています。しかし、 定員の超過や保育士の不足などの理由から保護者の希望に対応できていない部分もあり、 今後の対応が必要です。

#### ②病児保育

年間 300 人を超える利用実績があり、保護者の子育てと就労の両立に成果をあげており、子育て支援策のひとつとしてニーズは高く、利用時間の拡大も望まれています。

#### ③地域子育て支援センター

油谷子育て支援センターを平成 24 年度新たに開設し、市内全域で育児に関する相談 や親子がふれあう場の提供ができ利用しやすくなりましたが、利用者から週5日の開所 が望まれており、検討していく必要があります。

#### ④ファミリー・サポート・センター事業

保育施設や児童クラブまでの送迎、一時預かりなど幅広い利用があり、利用者にあっ

たサービスの提供ができています。行政が行なう保育サービスの時間帯と保護者の生活 時間のずれによって生じる隙間を補う事業として必要性は高いものの、利用者増に向け、 助成制度の周知が必要です。

#### ⑤子育て短期支援事業

緊急又は一時的に保育の必要な児童に対し、保育施設の開所時間で対応できない時間 帯の保育が可能となっており、保護者が必要とする緊急時保育の要望に応えられていま す。

#### ⑥放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

親がともに働く世帯が多い中、低学年の学童保育を行うことで安心して働くことのできる環境作りに寄与しています。一方、深川・仙崎児童クラブでは申し込み児童も多く、施設整備を含めた受け入れ体制の構築が必要です。

#### 5. 長門市の子ども・子育て支援の課題

ニーズ調査結果や次世代育成支援行動計画の総括等を踏まえた、諸課題は以下のとおりです。

#### (1)教育・保育施設の充実

- ●二一ズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多く、今後の利用希望では「認可保育所」に加えて「幼稚園」のニーズも多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも「認可保育所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。
- ●そのためには、低年齢児の受け入れや既存施設における設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上等、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。
- ●併せて、個々の幼児・児童の体質等に合わせた食事等への配慮のための設備や専門の人 材の確保等も課題となっています。

#### (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ●延長保育は市内4箇所の保育所で実施していますが、施設によってはさらなる時間の延 長希望が予想されることから、今後の対応が求められます。また、施設ごとに異なる保 育対象時間の格差是正も課題となっています。
- ●休日保育については、雇用形態の多様化に伴い要望の高い保育サービスとして、今後も 引き続き検討していく必要があります。
- ●就学前保護者の一時預かり事業に対するニーズは約3割で、子育て支援の一助となって おり、ニーズ量に見合う保育士等の確保等の受け入れ体制、利用時間の拡大等、事業内 容の充実を図る必要があります。
- ●病児・病後児保育事業に対するニーズは約5割と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業のひとつであり、受け入れ施設の拡大等の事業内容の充実を図る必要があります。
- ●ショートステイ事業については、保護者の仕事等利用目的に対する有効な支援、さらに は緊急一時利用や経済的に困窮している保護者への対応も含め、一層の充実が必要です。
- ●利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「地域子育て支援センター」の現在の利用状況は約2割、同じく「ファミリー・サポート・センター」事業は0.7%といずれも低く、引き続き事業のPR活動により、周知徹底を図ります。「地域子育て支援センター」については、開所日数の拡大や少人数施設への対応を検討する必要があります。また「ファミリー・サポート・センター」については、入会時の指導や確認の徹底と併せて会員同士のコミュニケーションを図り、提供会員の技能等レベルアップのための研修等を充実させる必要があります。

- ●放課後児童対策事業(放課後児童クラブ等)については、「小1の壁」問題解決の要となる事業であり、高学年までの利用を希望する保護者の増加や、土日・祝祭日・長期休暇期間中の利用希望が多いこと等、需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図ります。保護者が保育できない程度に応じて優先の度合いを指数化するなど、適切な児童の受け入れを行い、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障害児等配慮を要する児童に対応する受け入れ体制の充実と指導員の確保が必要です。
- ●保護者が気軽に相談できる体制としては、「子育て支援施設(地域子育て支援センター)」のほか、「保健所(健康福祉センター。以下同様)・保健センター」、「自治体の子育て関連担当窓口」等があります。ただ、ニーズ調査結果による就学前保護者の利用経験をみると、「子育て支援施設(地域子育て支援センター)」が18.6%、「保健所・保健センター」が7.9%、「自治体の子育て関連担当窓口」が0.1%といずれも低い利用経験となっています。情報発信手法等を拡充してこれら相談事業の周知徹底を図り、特に児童虐待等の早期発見・早期対応のための相談、妊娠前の段階からそれぞれのライフステージに応じた保健指導の内容等を充実させ、悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- ●各種子育て関連情報等の発信については、従来の広報やホームページ・パンフレット等のほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)に対応したページ作りも視野に入れ、より気軽に利用できるような環境づくりを検討する必要があります。
- ●隣近所との付き合いは希薄化しているものの、犯罪や事故から子どもを守るためには、 隣近所を含む地域での見守りや気づき等、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要 となっています。
- ●身近な相談先や情報の入手先としては、自分と同じ立場である親同士がより気軽に相談 や情報交換ができるよう、特に母親同士が集まれる場を設け、子育て全般についての相 談や情報交換をするとともに、今後とも、「わいわいフェスタ」、「ちびなが商店街」等の イベントを充実させ、親同士の交流のきっかけづくりや母親のストレス発散の機会を増 やすことが求められています。
- ●併せて、市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA、家庭等がスムーズに連携をとり、市 全体で子ども達を支援する体制をつくることが求められています。

#### (3) すこやかに生み育てる環境づくり

- ●安定した妊娠期を過ごし、安心・安全な出産に向けての支援が今後も継続して必要です。 特に若年及び高齢の妊産婦や育児不安等の強い妊婦等への支援が求められています。
- ●よりよい生活習慣の確立に向けて、妊娠期から出産、子育て期へと継続的に支援をしていく必要があります。特に乳幼児期には、生活リズム等の基本的な生活習慣づくりが必要であり、乳幼児健診の受診率の向上を図ることが重要です。また、身体的、精神的に継続した支援が必要な母子等は「乳児家庭全戸訪問事業」等を通じて早急に把握するとともに、必要な支援へとつなげていきます。
- ●次世代を担う思春期における心身の健康づくりは、今後の子育て家庭につながっていく

ため、思春期の保健対策の充実が求められています。

#### (4) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- ●「養育支援訪問事業」、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」、「子育て支援講演会」等本市の児童虐待防止対策の取組は重要です。ニーズ調査でも、就学前、小学生ともに、「児童虐待」は保護者にとって身近な社会問題として捉えられている状況があり、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- ●社会的養護については、虐待を受けた子ども、障害児等特別な支援が必要な子ども、DV 被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面を充実させ、周知徹底を図る必要 があります。
- ●ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「福祉医療費助成制度」「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供及び父子家庭への支援の拡充等と併せて、事業の周知徹底も含めた継続実施が必要です。
- ●障害児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見の継続実施や関係機関と連携して、発達障害児の早期療育を充実する必要があります。併せて、学校等での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

#### (5) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ●「育児休業制度」の取得については、男女間での取得状況の差を解消し、母親、父親と もにより円滑に利用できる環境になるよう企業に働きかける必要があります。
- ●子育てをしながら就労している保護者の増加に伴い、企業に対しては、働きながらでも 子育てがしやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」 を達成するための取組が強く求められています。
- ●父親の育児参加を進めるために、子育てに参加するためのきっかけとなるようなイベントや講座等を設け、今後とも企業等の協力のもと、これらの事業の充実を図る必要があります。

#### (6)安全・安心な子育て環境の充実

●安全・安心な子育て環境の確保においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組となっています。現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、防犯パトロール等の取組の充実や、子どもや高齢者等の歩行者にやさしい道路の整備等、各方面から安全対策を図る必要があります。また、乳幼児連れの親子でも安心して遊べるような公園等の整備も求められています。

# (7) 青少年の健全育成の充実

●本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、食育の推進、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、それぞれの分野で充実した事業メニューとなっています。今後の青少年の健全育成事業の展開上、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

# 第川部

# 子ども・子育て支援の 基本的考え方

# 1. 基本理念

以下の国の「基本指針案」における「子ども・子育て支援の意義」や「長門市次世代育成 支援行動計画(後期計画)」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にし ます。

#### 【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る 重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も 著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・ 交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配 慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下に、国の「基本指針案」を踏まえた、基本理念を考える上での考え方を整理します。

- ◆本市がめざす都市像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生み 育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくり
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく 応援し、支えあう 等々

このような基本的な考え方をもとに、基本理念を設定します。

# 基本理念

# 子どもの笑顔と成長は市民の宝

~安心して子育てできるまちをめざして~

#### 2. 基本的視点

基本理念のもと、子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本的視点を掲げます。

# 視点 1 子育ち・親育ちを応援する

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化防止や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

# 視点2 子どもの夢と可能性を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点
- ◆地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

# 視点3 地域力で子育てを支える

- ◆相談しやすい環境整備の視点
- ◆支援を必要とする子どもたち・家庭を支援する視点
- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間や環境整備の視点

#### 3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

#### (1) 家庭の役割

父親、母親を含め保護者は、子育てについての第一義的な責任をもっているということ、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子どもに限りのない愛情を注ぎ、子どもがいることに感謝し、成長を続ける子どもの姿に感動するとともに、保護者として一緒に成長していくことも必要です。また、家庭の中に限らず、保護者同士や地域の人々とつながりを通して、地域社会の中に溶け込み、連携し、地域の子育て支援の役割を果たすことも必要です。

#### (2)地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、保護者が子育てに対して不安や負担を感じることなく、子育ての喜びや生きがいを感じることができるよう、地域は保護者に寄り添い、見守り、支える必要があります。

#### (3) 事業者の役割

事業者においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務が取得しやすい環境づくりに努めることが必要であるとともに、職場復帰支援等により労働者のワーク・ライフ・バランス(職業生活と家庭生活との調和)が図られるよう雇用環境の整備を行うことが必要です。

#### (4) 行政の役割

行政は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない 支援を行うことが必要です。

また、子育てに孤立感や不安感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、それぞれの 子育て家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感をえられるような親子同士の交流の場 づくり、子育て相談や情報提供を行うことが必要です。

#### 4. 基本目標と基本的方向

基本理念を実現するための本計画の基本目標として以下の6つを設定し、各目標の基本的方向を示します。

# 基本目標 1 子育て家庭への支援の充実

人と人の結びつきが薄れつつある社会状況の中で、「育児について身近に相談する人がいない」、「どのような子育て支援があるのかを知らない」等の理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる人が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。

利用者のニーズを踏まえ、子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

さらに、延長保育、休日保育等多様なニーズに対応した教育・保育の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制や情報提供体制の充実、それぞれの生活段階に合わせた経済的支援など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点から、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりを進めます。

## 基本目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

安心して出産し、子育てに臨むためには、妊娠期から安定した環境が必要であるため、 子育て支援等必要な情報の発信や、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭への支援を行います。

また、子どもの健やかな成長に向けて、地域の関係団体等と連携して子どもの健康づくり、子育て支援に努めます。

成長段階に応じた適切な食の提供と食への関心を高め、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりを進めます。

さらに、将来を見据え、親となる子どもたちへ命を育む視点も取り入れ、成長に応じた健康教育の充実や思春期の子どもたちへの相談・支援体制の充実が必要であり、これまでの関係部署、機関との関係性を活かし、早期からの支援と支援体制の充実を図ります。

## 基本目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

目まぐるしく変化する現代社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きるカ」を育てることが求められています。

学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育み、併せて、関係機関等と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。

また、子どもが成長する過程において、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、 子どもを生み育てることの大切さを感じることができるような啓発活動を進めます。 併せて、各家庭における教育力の向上に努めます。

# 基本目標4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や、相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実させます。

社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの 心のケアも含め、里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

また、ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援とともに、 就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図り ます。

ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児の健全な発達を支援し、社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく各種サービス等の充実、利用者への情報提供、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、さまざまなサービス等総合的な生活支援に継続して取り組みます。

## 基本目標5 子育てと仕事の両立支援

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、仕事と子育てや家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、育児休業制度や短時間労働制度の啓発をするとともに、必要なときに保育が利用できる環境の整備に取り組みます。また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努め、男性の子育て参加の促進を図ります。

## 基本目標6 安全・安心なまちづくりの推進

人とふれあう機会が少なくなってきている現代の子どもたちにとって、身近な人々との 交流は大切な経験であり、家庭、地域、学校等の連携による地域間交流の体制づくり等の 充実を図ります。

結婚・妊娠・出産・育児のそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の視点から、 住環境、交通環境の整備や安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

さらに、子どもの遊び場確保のための土地の有効活用が必要です。

そのため、子どもの視点に立って生活環境を整備するとともに、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

# 第Ⅲ部

# 事業計画

#### 1. 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

#### (1)教育・保育提供区域の設定

- ●「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」(以下「教育・保育提供区域」)を定めることになっています。
- ●具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。

#### 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

#### 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

- ●人口推計やニーズ調査等から適切に必要事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲を考慮し、本市では<u>「市全域」を教育・保育提供区域</u>とします。
- ●<u>地域子ども・子育て支援事業</u>については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「**市全域」を提供区域**とします。
- ●ただし、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、<u>基本は「小学校区」</u> とします。

■地域子ども・	・子育て支援事業別区域設定案■	ı
	丁目し女授事表別  小段成長条	1

事業区分	区域設定案	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
味致かり事業	古今城	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教
一時預かり事業	市全域	育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
ファミリー・サポート・セ	市全域	   事業特性を踏まえ、市内全域とする。
ンター事業	印土均	事業付ける頃みん、同的主域とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
   延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教
<b>延</b> 茂休月争未	印土均	育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
   放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、
以味優先重クラク	小子权区	事業の基本となっている「小学校区」とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実施徴収に係る補足給付	市全域	   事業特性を踏まえ、市内全域とする。
を行う事業	印土均	事業付ける頃みん、同的主域とする。
多様な主体が本制度に参		
入することを促進するた	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。
めの事業		

#### (2)教育・保育提供体制の確保

#### ①教育・保育施設の充実 (需要量及び確保の方策)

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み (必要利用定員総数)」についてニーズ調査結果をもとに、長門市に居住する子どもの「認定 定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」+ 「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

#### 1) 年齢の設定(年齢の設定は、以下のように設定します。)

教育・保育施設及び地域型保育事業				
1号認定	(認定こども園及び幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳		
2号認定①	(幼稚園) <共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳		
2号認定②	(認定こども園及び保育所) <共働き家庭>	3~5歳		
3号認定	(認定こども園及び保育所+地域型保育事業) <共働き家庭>	0~2歳		

## 2) 需要量と確保の方策

# 平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		130 人	58 人	437 人	228 人	53 人
確負	特定教育·保育施設 <sup>※1</sup>	130	60	440	230	53
確保方策	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
策里	合計②	130	60	440	230	53
	2-1=	0	2	3	2	0

## 平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127 人	56 人	426 人	227 人	52 人
確負	特定教育·保育施設**1	130	60	430	230	52
確保方策	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
策里	合計②	130	60	430	230	52
	2-1=	3	4	4	3	0

# 平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定			
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要		
見込量合計①		123 人	54 人	410 人	225 人	51 人		
確負	特定教育·保育施設 <sup>※1</sup>	130	60	410	230	51		
確保方策	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0		
策里	合計②	130	60	410	230	51		
2-(1)=		7	6	0	5	0		

# 平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		120 人	53 人	402 人	224 人	51 人
確負	特定教育·保育施設 <sup>※1</sup>	120	60	410	230	51
確保方策	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
策重	合計②	120	60	410	230	51
	2-1=	0	7	8	6	0

# 平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		114 人	51 人	383 人	223 人	50 人
確負	特定教育·保育施設※1	120	60	390	230	50
確保方策	地域型保育事業※2	0	0	0	0	0
策里	合計②	120	60	390	230	50
	2-1=	6	9	7	7	0

<sup>※1</sup> 幼稚園,保育所,認定こども園

<sup>※2</sup> 小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育施設

#### ②教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に拘わらず柔軟に子どもを受け入れる施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準等が整った施設から、順次、認定こども園への移行を図ります。

認定こども園への移行の際には施設の状況や地域性、スムーズな就学移行に配慮した配置を行います。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援 します。

#### ③教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

小学校へ入学した 1 年生が授業や集団行動に適応できない・なじめないといった状態にならずに小学校生活へのスムーズな対応ができるよう、幼稚園における幼児教育、保育所における保育の段階からいわゆる「小 1 プロブレム」への取組を進めていきます。

子どもの「行動の特徴」、「具体的な興味や関心」、「遊びの傾向」、「社会性の育ち」 「内面的な育ち」、「健康状態」、「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小 学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことがで きるシステムの構築を図ります。

#### ④産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を受けて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の整備を行っていきます。

特に、O歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得を ためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があり、育児休業満了時 (原則1歳到達時)に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等の利用を希 望する保護者が、職場復帰時には円滑に利用できるような環境整備について検討します。

#### (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

## ①地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、長門市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域 子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

#### 1)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

## 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の 提供、助言その他の援助を行う。

# 対象年齢

0 歳~未就学児

# 単位

人日/月

#### 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,556 人日	1,634 人日	1,717 人日	1,804 人日	1,896 人日
②確保方策	1,556 人日	1,634 人日	1,717 人日	1,808 人日	1,896 人日
③確保の内容	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7 ヶ所
2-1=	0 人日				

# 2) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

# 事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助をうけることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

## 対象年齢

乳幼児~小学生

#### 単位

人日/年間

#### 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	286 人日	307 人日	328 人日	349 人日	370 人日
②確保方策	286 人日	307 人日	328 人日	349 人日	370 人日
2-1=	0 人日				

#### 3) -1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育) 1号認定

# 事業概要

幼稚園や認定こども園において、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、在園児 の希望者を対象に預かり、必要な保育を行う。この事業は、幼稚園における従来の「預か り保育(延長保育)」に相当する事業。

## 対象年齢

3歳~5歳

# 単位

人日/年間

# 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	184 人日	179 人日	172 人日	169 人日	161 人日

## 3)-2一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)2号認定で幼稚園希望

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
②量の見込み	14,968 人日	14,591 人日	14,050 人日	13,768 人日	13,132 人日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
③確保方策	15,160 人日	14,770 人日	14,230 人日	13,940 人日	13,300 人日
3-(2+1)=	8 人日	0 人日	8 人日	3 人日	7 人日

#### 3)-3一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

# 事業概要

家庭において保育を受ける事が一時的に困難になった子どもを、保育園や認定こども園、幼稚園で預かり、必要な保育を行う。保育園などの施設に入所してない子どもが対象。

# 対象年齢

○歳~5歳

## 単位

人日/年間

#### 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	585 人日	563 人日	538 人日	517 人日	492 人日
②確保方策	308 人日	354 人日	400 人日	446 人日	492 人日
2-1=	△277 人日	△209 人日	△138 人日	△71 人日	0 人日

## 4) 時間外保育事業(延長保育)

# 事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を行う。

# 対象年齢

○歳~5歳

# 単位

人/年間

# 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	217 人	233 人	251 人	270 人	290 人
②確保方策	220 人	240 人	260 人	270 人	290 人
2-1=	3 人	7 人	9人	0 人	0人

## 5)病児・病後児保育事業

## 事業概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的 に保育等を行う。

## 対象年齢

〇歳~小学校3年生

# 単位

人日/年間

# 需要量と確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	589 人日	569 人日	545 人日	526 人日	501 人日
②確保方策	386 人日	415 人日	443 人日	472 人日	501 人日
2-(1)=	△203 人日	△154 人日	△102 人日	△46 人日	0 人日

## 6) 放課後児童健全育成事業

## 事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

# 対象年齢

1年生~6年生

# 単位

人/年間

# 需要量と確保方策

# 【市全体】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み(低学年)	285 人	275 人	270 人	250 人	244 人
②量の見込み(高学年)	55 人	55 人	50 人	50 人	46 人
3=1+2	340 人	330 人	320 人	300 人	290 人
④確保方策	340 人	330 人	320 人	300 人	290 人
4-3=	0人	0 人	0人	0 人	0人

# 7) 妊婦健康診査

# 事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」 「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的 検査を実施する。

# 対象年齢

妊婦

# 単位

人、回

# 需要量と確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,506 人	2,366 人	2,254 人	2,142 人	2,030 人
②確保方策	2,506 人	2,366 人	2,254 人	2,142 人	2,030 人
2-1=	0 人	0人	0 人	0 人	0人
回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	14 回				
②確保方策	14 回				
2-1=	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

# 8) 乳児家庭全戸訪問事業

# 事業概要

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

# 対象年齢

〇歳

# 単位

人/年

# 需要量と確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	206 人	196 人	185 人	177 人	168 人
②確保方策	206 人	196 人	185 人	177 人	168 人
2-1=	0 人	0人	0 人	0人	0人

## 9)養育支援訪問事業

# 事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、 その家庭の適切な養育の実施を確保する。

# 対象年齢

\_\_\_

# 単位

人(支援対象人数)

# 需要量と確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	82 人	78 人	74 人	70 人	67 人
②確保方策	82 人	78 人	74 人	70 人	67 人
2-1=	0 人	0人	0 人	0人	0人

## 10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

# 事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受ける事が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

# 対象年齢

○歳~18歳

## 単位

人(支援対象人数)

## 需要量と確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	40 人日				
②確保方策	40 人日				
2-1=	0 人日				

## 11) 利用者支援事業

## 事業概要

子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

## 需要量と確保方策

市全域を対象として1箇所設置する。

## 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

## 事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

## 需要量と確保方策

設定の必要なし。

#### 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

# 事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

## 需要量と確保方策

設定の必要なし。

#### ②地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための 13 事業の基本的な方向性を示します。

#### 1)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育でサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

#### 2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

本事業については、ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行い、相互援助活動が安全にスムーズに行えるよう、入会時の指導や確認を徹底するとともに、提供会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

併せて、病児・病後児保育事業への取組についても検討します。

#### 3) 一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの(1号認定者)」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外(保育園における預かり保育)」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも、一時的な保育が必要な保護者や緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の維持のための人材の配置や設備等の充実を図ります。

#### 4)時間外保育事業(延長保育)

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等の整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

#### 5)病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが比較的多い事業ではあるものの、時期的に利用者の増減が大きく、費用対効果の観点からは事業を実施する施設等の確保は難しい状況ですが、今後はニーズ量に応じ、増設も視野に入れて検討していきます。併せて、ファミリー・サポート・センター事業の利活用のあり方についても検討します。

一方、このような子どもの病気時にスムーズな対応が図れるよう、保護者が子どもの 看護のために休暇を取得できる環境づくりが必要であり、企業等への要請や共同での取 組のあり方についても検討します。

#### 6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、引き続き子どもの健全育成を図る中核的な活動拠点である児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。特に、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

併せて、学校施設以外の多様な受け皿づくりも検討していきます。

#### 7)妊婦健康診査

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業の一つであり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

#### 8) 乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

## 9)養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援に継続して取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

#### 10) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

本事業については、トワイライト事業と合わせ、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への適切な対応を図ります。

#### 11) 利用者支援事業(新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

#### 12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (新規事業)

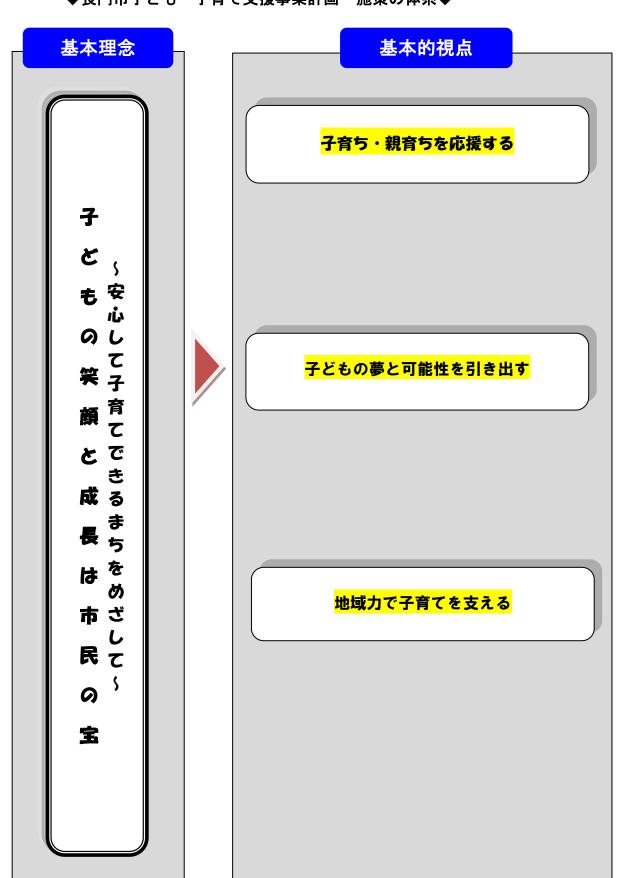
国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

# 13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (新規事業)

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

# 2. 基本目標別主要施策の具体的方向

◆長門市子ども・子育て支援事業計画 施策の体系◆



_		100	-
4	_		4

- 1 子育て家庭への 支援の充実
- 2 すこやかに 生み育てる 環境づくり
- 3 子どもの健全 育成のための 教育環境の整備
- 4 支援を必要とする 子どもなどへの 支援の充実
- 5 **子育てと仕事の** 両立支援
- 6 安全・安心なまちづくりの推進

# 主要施策の方向

- ①子育て支援サービスの充実
- ②経済的負担の軽減
- ③相談体制、情報提供の充実
- ①親子の健康維持への支援
- ②食育の推進
- ③思春期の保健対策の強化
- ①学校における教育環境の整備
- ②家庭の教育力の向上
- ①児童虐待防止対策の充実
- ②ひとり親家庭等の自立支援
- ③障害のある子どもがいる家庭への支援
- ①就業環境の整備
- ②保育サービスの充実
- ③放課後児童クラブの充実
- ①子育て家庭を支える地域社会の形成
- ②子どもの安全の確保
- ③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備

基本理念に基づき、施策の方向を示すことによって、長門市次世代育成支援行動計画(後期計画)を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。(一部再掲あり)

## 目標 1 子育て家庭への支援の充実

#### ①子育て支援サービスの充実

本市では、地域子育て支援センターの園庭開放をはじめ、子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かり等を実施しています。

今後とも、地域子育て支援センターを子育ての拠点と位置づけ、専門の職員による相談 や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

また、ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実を通して、 不定期な保育ニーズへの対応など、すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実を図ります。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

#### ②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに係わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続して進め、充実を図るとともに、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や多子世帯への支援等の充実に努めます。

#### ③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化や核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が 少なく、孤立化による子育てへの不安感の増加等を背景に、相談内容の多様化、複雑化が 一層深刻となっています。

特に妊婦の時期は、産後、子どもが1、2歳になるまでの生活スタイル等がイメージしにくく、地域子育て支援センター、子育てサロン等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に悩む母親も少なくありません。このような状況を踏まえ、出産前からの相談体制、情報提供のあり方を検討します。

さらに情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、スマートフォン 等携帯端末を活用した相談受付や子育てイベント・子育て教室への参加予約等がネット上 でできる等、多様な手法を検討します。相談体制については、保育コンシェルジュの役割 をもち、親しみやすく、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

## 目標2 すこやかに生み育てる環境づくり

## ①親子の健康維持への支援

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通して健康を維持するため には、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付時の相談体制を充実し、若年及び高齢の妊産婦や育児不安の強い母親の悩みに対する対処方法を検討し、適切な支援を行います。健やかな子どもの成長と親が安心して子育てができる環境整備のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する事業や訪問相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を実施し、受診率を100%とし、病気等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実等に努めます。さらに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。

#### ②食育の推進

楽しい食事は健康な身体をつくるだけではなく、望ましい生活習慣の基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室の開催や、保育所における「食育」の推進を通して、小児期からの生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。

#### ③思春期の保健対策の強化

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は一層 多様化、複雑化しており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧され ています。思春期の子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、学校との 連携を図りながら啓発活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスがとれた成長を促すために、発達に応じて性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

## 目標3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

## ①学校における教育環境の整備

個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、 表現力、問題解決能力などの「生きる力」を身につけさせます。

さらに豊かな人間性を育むため、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対しての責任感を認識できるよう、また生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生み育てることの意義などを教育・啓発するため、乳幼児とふれあう機会の提供や、キャリア教育の一層の推進など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題にも対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

学校評議員制度や学校評価を活用し、特色ある学校づくりに努めるとともに、学校運営の透明性を高める等地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。

また、学校施設の開放により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、さまざまな世 代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

#### ②家庭の教育力の向上

昨今、家庭における教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。

本市では、保護者を対象とした講座や講演会等を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割、子どもとの関わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭及び地域の教育力の向上に取り組みます。

## 目標4 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

## ①児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、早急に児童相談所に支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

#### ◆相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、健康福祉センター、児童 委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

## ◆発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

#### ◆社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

#### ②ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育サービス及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

#### ③障害のある子どもがいる家庭への支援

障害のある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民 一人ひとりが障害児に対する理解を深め、地域の障害児や障害児のいる家庭を温かく見守 っていくことが必要です。

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、 妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達 障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の 資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得ながら一人ひとりの希望に沿っ た教育上必要である適切な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限 に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を 含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害 受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、 放課後児童クラブ等では、充分な人材を確保し、関係機関との連携を通して障害児の受け 入れを推進します。

## 目標5 子育てと仕事の両立支援

#### ①就業環境の整備

#### ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で子育て家庭を支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育 て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、次のような施策 の推進に努めます。

- ●仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む 企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等
- ●すべての企業において、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用 しやすい環境整備の促進等

#### ◆事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

#### ◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。

併せて、子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。また、父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座等の取組を行う等、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を含め、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、インターネットや広報等を通じて、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

#### ②保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり等の保育サービスに対する保護者のニーズが増加しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需要計画を通して対応を図るとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがい、内容の充実に努めます。

また、休日保育については、土日や祝日に勤務がある職種も多く、実施に向けて引き続き検討していきます。

保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

さらに、食事アレルギー等を抱える幼児・児童の食事については、適切な対応を図るため、専門の人材確保や専用の設備等の充実が必要となっています。

#### ③放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休暇期間中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブを設置しています。

「小1の壁」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は深刻です。

今後は、優先の度合いを指数化(保育審査基準)するなど、適切な受け入れにより保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、配慮を有する児童の受け入れや専門の指導員等人材の確保を図ります。

## 目標6 安全・安心なまちづくりの推進

#### ①子育て家庭を支える地域社会の形成

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知恵や知識は、学校教育ではなしえないことです。

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少ない現代の子どもたちに、基本的 な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのためには、学校、家庭、地域の連携協力を推進し、各事業が有機的に連携する仕組みを作り、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に係わる環境づくりを進めていきます。

また、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に係わる人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

#### ②子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、 交通事故の減少に向けた取組を強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を早くから身につけることが第一であるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の向上に努めます。

併せて、チャイルドシートの使用効果及び使用法の普及啓発活動を推進します。

#### ③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々凶悪化する傾向にあることから、保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。

本市においても、登下校時等の不安要因は、決して解消されるものではありません。子 どもを犯罪等から守るために、防犯対策協議会の活動、地域の防犯パトロール等の防犯活 動、防犯灯の設置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

#### 4子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、通学路に歩行者専用道路がない、道幅が狭い道路があるなど、安全な道路環境とはいえない状況があります。

安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや高齢者にやさしい計画的かつ効率的な道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や 児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

#### 3. 計画の推進体制

#### (1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、 円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間において も、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連 携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、 近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に 応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、 協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

#### (2)計画の達成状況の点検・評価

本市では、「長門市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況(教育・保育施設の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、 個別事業の進捗状況(アウトプット) に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても 点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

#### 【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- ●教育・保育施設の提供量(確保方策)
- ●地域子ども・子育て支援13事業の提供量(確保方策)

#### 【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

●「子育ての環境や支援への満足度」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、 計画全体の評価対象とする。

# 資料編

#### 1. 長門市子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 29 日条例第 23 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条 第1項の規定に基づき、長門市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。) を置く。

(任務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、 市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律によ る施策について市長の諮問に応じ調査審議する。
- 2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長に建議することができる。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 子ども・子育て会議の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委仟)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

# 2. 長門市子ども・子育て会議委員

(五十音順、敬称略)

	団体名	役職名等	氏名	備考
1	長門市医師会	長門総合病院 副院長	青木 宜治	委員
2	保護者代表	(健康運動指導士)	池永 一恵	委員
3	山口県保育協会長門支部	みすゞ保育園長	上野 隆宣	委員
4	みのり保育園	子育て支援センター長	熊野 恭子	委員
5	民生・児童委員協議会	主任児童委員	下村 栄	委員
6	母子保健推進協議会	会長	橘 実千代	副会長
7	長門市社会福祉協議会	就労支援員	田村 哲郎	会 長
8	保護者代表		西嶋 美江	委員
9	母親クラブ	ちびくらネッツ大畑	畑村 陽子	委員
10	長門地区私立幼稚園連盟	深川幼稚園副園長	松野育男	委員
1 1	NPO法人きらり	理事長	村岡 章	委員
12	小・中学校PTA連合会	代表	山近 弘恵	委員

# 委員交代

# 平成26年2月1日付

新	山口県保育協会長門支部	長門市立みのり保育園	藤本	英子	委	員
ΙВ	山口県保育協会長門支部	みすゞ保育園長	上野	隆宣	委	員
平成2	26年4月1日付					
新	みのり保育園	子育て支援センター長	山﨑	和代	表女	員
ΙВ	みのり保育園	子育て支援センター長	熊野	恭子	委	員
平成2	27年2月1日付					
新	長門地区私立幼稚園連盟	あおい幼稚園園長	吉岡	光雄	表女	員
ΙВ	長門地区私立幼稚園連盟	深川幼稚園副園長	松野	育男	表安	員

(任期:平成25年10月1日~平成27年9月30日)

# 3. 長門市子ども・子育て支援事業計画 策定経過

# ■平成 25 年度

日付	内容	説明
10月15日	第1回	・会長、副会長選出
	   長門市子ども・子育て会議	・市長より「長門市子ども・子育て支援事業
		計画の策定について」諮問
		・長門市の子ども・子育て支援の現状につい
		7
		・子ども・子育て新制度説明及び導入時の課
		題について
		・アンケート調査の実施について
11月13日	第2回	・アンケー地調査の内容協議
	長門市子ども・子育て会議	
12月~1月	アンケート調査	・長門市に居住する0歳から5歳までの小学
		校入学前児童から 1,300 名を無作為抽出
		回収数 726 (回収率 55.8%)
		・長門市に居住する小学校低学年から 700 名
		を無作為抽出
		回収数 345(回収率 49.3%)
12月12日	第3回	・認定こども園について
	長門市子ども・子育て会議	制度の概要説明、萩幼稚園視察
1月30日	第4回	・子ども・子育て支援新制度説明及び認定こ
	長門市子ども・子育て会議	ども園導入と課題について
		・今後のスケジュールについて
2月25日	第5回	・アンケート調査の主要な項目の集計と結果
	長門市子ども・子育て会議	について報告
		・長門市子ども・子育て会議中間整理(案)
		の協議
3月26日	長門市子ども・子育て会議か	・長門市の子ども・子育て支援の現状につい
	ら中間整理を市長へ報告	て
		・子ども・子育て支援新制度導入について
		・アンケート調査の実施について

# ■平成 26 年度

日付	内容	説明
4月30日	第1回	・長門市子ども・子育て会議中間整理を会議へ報
	長門市子ども・子育て会議	告
		・アンケート調査集計結果に基づく量の見込につ
		いて協議
		・長門市教育・保育提供区域の設定について協議
		・地域子ども・子育て支援事業について説明
5月30日	第2回	・地域子ども・子育て支援事業について
	長門市子ども・子育て会議	~ファミリー・サポート・センター事業の現状
		と課題~
		・アンケート調査個別記載内容の協議
7月1日	第3回	・地域子ども・子育て支援事業について
	長門市子ども・子育て会議	~各事業の検討と対応方針について~
		・長門市子ども・子育て支援事業計画(素案)に
		ついて
		~構成と量の見込と確保の内容について~
		~策定スケジュールについて~
7月29日	第4回	・長門市子ども・子育て支援事業計画(素案)に
	長門市子ども・子育て会議	ついて
		~骨子と個別記載内容の確認及び計画におけ
		る基本理念の検討~
8月19日	行政経営会議にて説明	・長門市子ども・子育て支援事業計画(素案)の
		策定経過報告と基本理念の決定
11月17日	長門市子ども・子育て会議か	・市長へ「長門市子ども・子育て支援事業計画の
	ら答申	策定について」答申
12月9日~	パブリックコメントの実施	・長門市子ども・子育て支援事業計画(案)
1月9日		提出意見 1 件
2月4日	第5回	・長門市子ども・子育て支援事業計画(案)につ
	長門市子ども・子育て会議	いて
		~パブリックコメント実施における意見と
		市の考え方の報告~
		・教育・保育施設における利用定員について
3月13日	「長門市子ども・子育て支援	
	事業計画」の策定	

長門市子ども・子育て支援事業計画 平成27年3月

- ◆ 発行 ◆ 長門市
- ◆ 編集 ◆

長門市役所 市民福祉部 福祉課 〒759-4192 長門市東深川 1 3 3 9 番地 2 TEL 0837 (23) 1164、(23) 1156